

岐阜県公報

号 外 (12) 令 和 二 年 四 月 一 日

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

一 五

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

一 一

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

別表第一の一の項第三号中「。ただし、」を「(一)に、「得ること」を「得たものに限る。(一)」に改め、同項第四号中「。ただし、」を「(一)に、「得ること」を「得たものに限る。(一)」に改め、同号(一)中「及び博物館」を「博物館及び岐阜関ヶ原古戦場記念館」に改め、同表中四の項を削り、五の項を四の項とする。

別表第二中央子ども相談センター所長の部の次に次のように加える。

障がい者総合就労支援センター所長	一 庁内の管理に関する事務	1 障がい者職業能力開発校の使用に係る庁内について、前表三の項委任事項の欄各号に掲げる事項を処理すること。
------------------	---------------	---

別表第二農業大学校長の部を削る。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる) (ときは翌日)

令和二年四月一日

別表第三県事務所長の部二十五の三の項中第二十二号を第三十六号とし、第二十一号を第三十五号とし、第二十号を第三十四号とし、同項第十九号中「関連事業者が法第八十条第一項、法第八十一条第一項から第十二項まで又は法第八十七条の規定を遵守していないと認められるときは当該」を削り、「必要」を「必要」に改め、同号を同項第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

33 法第九十条第三項の規定により関連事業者に対し前号の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第三県事務所長の部二十五の三の項第十八号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第十七号中「事業範囲の変更許可に係る申請を受ける」を「変更の許可をする」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第十六号中「許可更新に係る申請を受ける」を「許可の更新をする」に改め、同号を同項第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

29 法第六十九条第二項（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可申請者に通知すること。

別表第三県事務所長の部二十五の三の項第十五号中「に係る申請を受ける」を「をする」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第十四号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

26 法第六十六条（法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

別表第三県事務所長の部二十五の三の項第十三号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十二号中「許可更新に係る申請を受ける」を「許可の更新をする」に改め、同号を同項第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

23 法第六十二条第二項の規定により許可申請者に通知すること。

別表第三県事務所長の部二十五の三の項第十一号中「に係る申請を受ける」を「をする」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

19 法第五十七条第二項の規定により届出があつた事項をフロン類回収業者登録簿に登録すること。

20 法第五十八条第一項の規定によりフロン類回収業者の登録を取り消し、又は期間

を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

別表第三県事務所長の部二十五の三の項第九号中「登録更新に係る申請を受ける」を「登録の更新をする」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

16 法第五十五条第一項の規定によりフロン類回収業者登録簿に登録すること。

17 法第五十五条第二項（法第五十七条第三項において準用する場合を含む。）又は法第五十六条第二項（法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知すること。

別表第三県事務所長の部二十五の三の項第八号中「に係る申請を受ける」を「をする」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第七号中「読み替えて」を削り、「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

12 法第四十九条（法第五十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により引取業者の登録を抹消すること。

13 法第五十一条第一項の規定により引取業者の登録を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

別表第三県事務所長の部二十五の三の項第六号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

10 法第四十六条第二項の規定により届出があつた事項を引取業者登録簿に登録すること。

別表第三県事務所長の部二十五の三の項第五号中「登録更新に係る申請を受ける」を「登録の更新をする」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

7 法第四十四条第一項の規定により引取業者登録簿に登録すること。

8 法第四十四条第二項（法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）又は法第四十五条第二項（法第五十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知すること。

別表第三県事務所長の部二十五の三の項第四号中「に係る申請を受ける」を「をする」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

4 法第二十条第三項の規定により関連事業者に対し前二号の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第三県事務所長の部一の項第四号中「第十三条の規定により」を「第十三条の規定による」に、「第五条第一項」を「第五条」に改め、同項第五号中「第一条の規定

により」を「第一条第一項の規定による」に改め、「及び」の下に「同条第二項の規定により」を加え、同部の次に次のように加える。

<p>県税事務所長 及び自動車税 事務所長</p>	<p>一 岐阜県総務関係手 数料徴収条例（平成 二十一年岐阜県条例 第九号。以下この項 中「条例」という。） の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第四条第一項の規定により手 数料（条例別表第一十の表に規定す るものに限る。）を減額し、又は免除 すること。</p>
-----------------------------------	--	---

別表第三保健所長の部十九の項の次に次のように加える。

<p>十九の二 農林水産物 及び食品の輸出の促 進に関する法律（令 和元年法律第五十七 号。以下この項中 「法」という。）の 施行に関する事務 （岐阜保健所、西濃 保健所及び飛騨保健 所の所管区域に係る ものを除く。）</p>	<p>1 法第十五条第二項の規定により輸出証明書を発行す ること。 2 法第十七条第四項の規定による適合施設の確認をす ること。 3 法第十七条第五項の規定により適合施設の設置者等 に対し、改善すべきことを求めること。 4 法第三十八条第二項の規定により輸出証明書の発行 を受けた者又は適合施設の設置者等に対し、必要な報 告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又 は職員に事業所等に立ち入り、事業所等の状況若しく は帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業 者その他の関係者に質問させること。 5 法第三十八条第五項の規定により輸出証明書の発行 を取り消すこと。</p>
---	--

別表第三保健所長の部三十五の項中「事務」の下に「（第十八号から第二十三号まで及び第二十五号から第三十号までに掲げる事務にあつては、申請者の居住地が岐阜市である者に係るものを除く。）」を加え、同項第九号中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「規定により」を「規定による」に改め、同項中第二十九号を第三十号とし、

第二十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十四号を第二十五号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「を認定する」を「の認定をする」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号を第十九号とし、同項第十七号中「（申請者の居住地が岐阜市である者に係るものを除く。以下次号から第二十二号まで及び第二十四号から第二十九号までにおいて同じ。）」を削り、同号を同項第十八号とし、同項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

10 法第三十一条第二項の規定により収入の状況について報告を求め、又は書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項中「関する事務」の下に「（第二号から第十五号まで、第二十三号から第三十一号まで、第三十三号及び第三十四号に掲げる事務にあつては、県立施設に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「（県立施設を除く施設に係るものに限る。次号から第十五号まで、第二十三号から第三十一号まで、第三十三号から第三十七号まで及び第三十九号から第四十一号までにおいて同じ。）」を削り、同項第十二号中「第二十一条の五の二十五第三号」の下に「（法第二十一条の五の二十四第一項に係る部分に限る。）」を加え、同項第三十一号中「第二十四条の十八第三号」の下に「（法第二十四条の十七に係る部分に限る。）」を加え、同項中第三十三号から第三十九号までを削り、第四十号を第三十三号とし、第四十一号から第四十四号までを七号ずつ繰り上げ、同項第四十五号中「第五十号」を「第四十三号」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項中第四十六号を第三十九号とし、第四十七号から第五十二号までを七号ずつ繰り上げ、同部十七の項中「関する事務」の下に「（第四号から第二十四号まで及び第二十六号に掲げる事務にあつては、県立施設に係るものを除く。）」を加え、同項第四号中「（県立施設を除く施設に係るものに限る。次号から第三十号まで及び第三十三号において同じ。）」を削り、同項第十六号中「第五十一条第四号」の下に「（法第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）」を加え、同項第二十一号中「第五十一条の二十五第一項」を「第五十一条の二十五第一項」に改め、同項第二十四号中「第五十一条の三十第一項第三号」の下に「（法第五十一条の二十九第一項に係る部分に限る。）」を加え、同項中第二十五号から第三十一号までを削り、第三十二号を第二十五号とし、第三十三号から第三十六号までを七号ずつ繰り上

げ、同表子ども相談センター所長の部二の項第十一号中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同項第十二号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同項第十三号中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表農林事務所長の部十七の項中第二十四号を第二十六号とし、第十四号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の次に次の二号を加える。

12 法第八十九条の二第七項の規定により仮清算金が支払われた土地の使用及び収益を停止させること。

13 法第八十九条の二第八項において読み替えて準用する法第五十三条の八第二項の規定により一時利用地の指定による利益相当額を徴収すること。

別表第三農林事務所長の部に次のように加える。

<p>二十九 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務（法第十三条の二第一項の規定により知事が処理することとされているもの（法第十二条第一項に規定する同意市町村（以下この項において「同意市町村」という。）が二以上の農林事務所のある区域にわたるものを除く。）に限る。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第十二条第一項の農業経営改善計画の認定をすること。 2 法第十三条第一項の規定による変更の認定をすること。 3 法第十三条第二項の規定による認定の取消しをすること。 4 法第十三条の二第二項の規定により農林水産大臣に基本構想の写しの送付をすること。 5 法第十三条の二第三項の規定により同意市町村の意見を聴くこと。 6 法第十三条の二第四項の規定により同意市町村に通知すること。
--	---

別表第三食肉衛生検査所長の部に次のように加える。

<p>四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第十五条第二項の規定により輸出証明書を発行すること。 2 法第十七条第四項の規定による適合施設の確認をすること。 3 法第十七条第五項の規定により適合施設の設置者等に対し、改善すべきことを求めること。 4 法第三十八条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させること。 5 法第三十八条第五項の規定により輸出証明書の発行を取り消すこと。
--	--

別表第三身体障害者更生相談所長の部に次のように加える。

<p>国際たくみアカデミー校長、木工芸術スクール校長及び障がい者職業能力開発校長</p>	<p>一 収入及び支出等に関する事務</p>	<p>1 生産物の売却その他の処分をすること。</p>
--	------------------------	-----------------------------

別表第三国際たくみアカデミー校長及び木工芸術スクール校長の部を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改め、同条第十五号中「第六百六十四条第二項」の下に、「第六百六十五条第一項、第六百六十六条第一項」を加える。

第二十条中「の課長」の下に「警察本部にあつては、隊長及び所長を含む。」を加える。

別表第一二の表一の部第一号中「、賃金」を削り、「、公課費」を「及び公課費」に改める。

別表第二一の項部長専決事項の欄中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第七号中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

6 法第二百三十八条の四第九項の規定による行政財産の目的外使用の許可の取消し（前号の許可に係るものに限る。）

別表第二一の項課長専決事項の欄第九号中「取消し」の下に「（前号の許可に係るものに限る。）」を加え、同表二の項中「任免等に関する」の下に「事務」を加え、「の

施行事務」を「及び岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年規則第三十一号。以下この項中「規則」という。）の施行事務」に改め、同項部長専決事項の欄第三号を削り、同項課長専決事項の欄に次の二号を加える。

4 規則第五条第二項の規定による分任出納員の任免

5 規則第六条第二項の規定による会計員の任命

別表第二四の項副知事専決事項の欄第二号を削り、同項部長専決事項の欄第三号中「事務引継者」を「事務引受者」に改め、同欄中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

別表第二四の項課長専決事項の欄第三号中「事務引継者」を「事務引受者」に改め、同欄中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

別表第三人事課の表一の項課長専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表十の項中「いう。」の下に「及び岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和二年人事委員会規則第五号。以下この項中「規則」という。）」を加え、同項部長専決事項の欄を次のように改める。

1 規則附則第十四項の規定による成績率の決定

別表第三人事課の表十の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

2 部長専決事項を除く規則の施行に関する事務

別表第三人事課の表中十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。

十一 岐阜県会計
年度任用職員の
勤務時間、休暇
等に関する規則
（令和二年規則
第十四号。以下
この項中「規則」
という。）の施
行事務

1 規則の施行に
関する事務

別表第三税務課の表二の項中「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」を削り、同項課長専決事項の欄第四号中「地方法人特別譲与税」を削り、同表四の項部長専決事項の欄第二号中（「軽易なものに限る。」）を削る。
別表第三総務事務センターの表中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

<p>三 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>			<p>1 規則第三十六条第一項の規定による費用弁償の届出の受付</p> <p>2 規則第三十六条第二項の規定による費用弁償の額の決定又は改定</p> <p>3 規則第三十六条第三項の規定による費用弁償認定簿への記載</p>
---	--	--	---

別表第三廃棄物対策課の表六の項部長専決事項の欄第一号から第五号までを削り、同項課長専決事項の欄第一号中「部長専決事項を除く」を削る。
別表第三私学振興・青少年課の表三の項部長専決事項の欄第十号中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同表中十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、十一の項の次に次のように加える。

<p>十一 大学等における修学の支援</p>		<p>1 法第七条第一</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び省</p>
------------------------	--	-----------------	------------------------

に関する法律（令和元年法律第八号。以下この項中「法」という。）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号。以下この項中「省令」という。）の施行事務（他の所掌に属するものを除く。）

<p>に関する法律（令和元年法律第八号。以下この項中「法」という。）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号。以下この項中「省令」という。）の施行事務（他の所掌に属するものを除く。）</p>		<p>2 法第七条第三項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表</p> <p>3 法第十三条第二項の規定による確認大学等の設置者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求又は職員による質問若しくは立入検査</p> <p>4 法第十四条第一項の規定による勧告</p> <p>5 法第十四条第二項の規定による公表</p> <p>6 法第十四条第三項の規定による措置命令</p> <p>7 法第十四条第四項の規定による公示</p> <p>8 法第十五条第一項の規定による確認の取消し</p>	<p>令の施行に関する事務</p>
---	--	--	-------------------

別表第三医療整備課の表十五の項部長専決事項の欄中第十五号を第十六号とし、第二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 法第十九条の二第四項の規定による役員等の損害賠償責任の免除の承認

別表第三医療整備課の表十五の項課長専決事項の欄第一号中「解任」の下に「法第十九条の二第二項の規定による役員等の損害賠償責任の免除の承認」を加える。

別表第三医療福祉連携推進課の表四の項部長専決事項の欄中第十五号を第十六号とし、第二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 法第十九条の二第四項の規定による役員等の損害賠償責任の免除の承認

別表第三医療福祉連携推進課の表四の項課長専決事項の欄第一号中「解任」の下に「法第十九条の二第二項の規定による役員等の損害賠償責任の免除の承認」を加え、同表に次のように加える。

<p>五 大学等における修学の支援に関する法律（以下この項中「法」という。）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下この項中「省令」という。）の施行事務（公立大学法人岐阜県立看護大学、岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校に係るものに限る。）</p>		<p>1 法第七条第一項の確認</p> <p>2 法第七条第三項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表</p> <p>3 法第十三条第二項の規定による確認</p> <p>4 法第十四条第一項の規定による立入検査</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>
---	--	--	----------------------------------

		<p>5 法第十四条第二項の規定による公表</p> <p>6 法第十四条第三項の規定による措置命令</p> <p>7 法第十四条第四項の規定による公示</p> <p>8 法第十五条第一項の規定による確認の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
--	--	---	------------------------------

別表第三生活衛生課の表中二十四の項を二十五の項とし、二十三の項を二十四の項とし、二十二の項の次に次のように加える。

<p>二十三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第十七条第二項の規定による適合施設の認定</p> <p>2 法第十七条第五項の規定による適合施設の認定の取消し</p> <p>3 法第三十八条第五項の規定による適合施設の認定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
--	--	---	------------------------------

別表第三薬務水道課の表三の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同

項部長専決事項の欄第一号中「覚せい剤施用機関等」を「規定による覚醒剤施用機関等」に改め、同欄第二号中「処分」を「意見」に改める。

別表第三地域福祉課の表一の項中「施行事務」の下に「(法第二条第二項に規定する喀痰吸引等に係るものを除く。)」を加え、同表三の項中「社会福祉協議会」を「部長専決事項の欄第一号から第十七号までに掲げる事務にあつては社会福祉協議会に係るものに、同欄第二十一号及び第二十二号に掲げる事務にあつては社会福祉協議会又は社会福祉住居施設」に改め、同項部長専決事項の欄第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号とし、第十七号の次に次の三号を加える。

18 法第六十八条の二の規定による社会福祉住居施設の設置の届出の受付

19 法第六十八条の三の規定による社会福祉住居施設に係る変更の届出の受付

20 法第六十八条の四の規定による社会福祉住居施設の廃止の届出の受付

別表第三高齢福祉課の表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 社会福祉士及び介護福祉士法 (以下この項中「法」という。) の施行事務(法 第二条第二項に 規定する喀痰吸 引等に係るもの に限る。)		1 法の施行に関 する事務
---	--	------------------

別表第三商工政策課の表四の項部長専決事項の欄第五号中「第四十六条第二項の」を「第四十六条第五項の規定による」に改め、「(法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号に掲げる事項に係るものを除く。)」を削り、「認可」を「届出の受付」に改め、同欄第六号を削り、同欄第七号中「報告」を「規定による報告」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄中第八号を第七号とし、同欄第九号中「意見の具申」を「規定による意見の具申及び聴取」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第十号中「第七条第二項の」の下に「規定による」を加え、

同号を同欄第九号とする。
別表第三地域産業課の表二の項を削り、同表の次に次のように加える。
県産品流通支援課

事務の種類 一 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号。以下この項中「法」という。)の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項 1 法第四条第一項の規定による地域産業資源の指定 2 法第四条第三項の規定による地域産業資源の内容の公表及び主務大臣への通知 3 法第六条第二項の規定による意見書の送付	課長専決事項 1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
---	---------	--	---------------------------------

別表第三農産園芸課の表に次のように加える。

十三 大学等における修学の支援に関する法律(以下この項中「法」という。)	1 法第七条第一項の確認 2 法第七条第三項(法第十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表 3 法第十三条第	1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務
--------------------------------------	---	---------------------------

<p>の項中「省令」という。)の施行事務(岐阜県立国際園芸アカデミーに係るものに限る。)</p>		<p>二項の規定による確認大学等の設置者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求又は職員による質問若しくは立入検査</p> <p>4 法第十四条第一項の規定による勸告</p> <p>5 法第十四条第二項の規定による公表</p> <p>6 法第十四条第三項の規定による措置命令</p> <p>7 法第十四条第四項の規定による公示</p> <p>8 法第十五条第一項の規定による確認の取消し</p>	
<p>五 大学等における修学の支援に関する法律(以下この項中「法」</p>		<p>1 法第七条第一項の確認</p> <p>2 法第七条第三項(法第十五条</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>
<p>別表第三林政課の表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。</p>			
<p>という。)及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則(以下この項中「省令」という。)の施行事務(岐阜県立森林文化アカデミーに係るものに限る。)</p>		<p>第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表</p> <p>3 法第十三条第二項の規定による確認大学等の設置者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求又は職員による質問若しくは立入検査</p> <p>4 法第十四条第一項の規定による勸告</p> <p>5 法第十四条第二項の規定による公表</p> <p>6 法第十四条第三項の規定による措置命令</p> <p>7 法第十四条第四項の規定による公示</p> <p>8 法第十五条第一項の規定による確認の取消し</p>	
<p>別表第三下水道課の表中二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。</p>			

<p>一 地方公営企業法（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第二十七条ただし書の規定による金融機関の指定</p> <p>2 法第二十七条の二第一項の監査の要求及び同条第二項の監査の結果に関する報告の受付</p> <p>3 法第二十九条第一項の規定による一時借入金 の借入れ</p> <p>4 法第三十条第一項の規定による決算の調製</p> <p>5 法第三十条第七項の規定による決算の要領の公表</p> <p>6 法第三十三条の二の規定による公金の徴収又は収納の事務の委託</p> <p>7 法第三十四条において読み替えて準用する地方自治法第二百</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
	<p>別表第三下水道課の表に次のように加える。</p>	<p>四 岐阜県流域下水道事業財務規則（令和二年規則第三十二号。以下のこの項中「規則」という。）の施行事務</p> <p>1 規則第二十六条の規定による不納欠損処分</p> <p>2 規則第六十六条第一項の規定による予算の流用及び同条第二項の規定による予備費の充当の決定</p> <p>3 規則第七十七条第一項又は第二項の規定による予算の超過支出の決定</p> <p>4 規則第八十八条第一項の規定に</p>	<p>四十三条の二の二第八項の規定による十万円未満の賠償責任の免除の決定</p> <p>8 百万円未満の負担付き寄附又は贈与の受領及び百万円未満の損害賠償の額の決定</p> <p>1 部長専決事項を除く規則の施行に関する事務</p>

よる予算の繰越
しの決定

別表第三水道企業課の表一の項部長専決事項の欄第二号中「規定による」を削り、「結果の」を「結果に関する」に改め、同欄第四号中「決算報告書等の作成」を「決算の調製」に改め、同欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、同欄第八号中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄中第九号を第八号とし、同項課長専決事項の欄第二号を削る。
別表第三出納管理課の表中二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 職員の任免等に関する事務 (岐阜県会計職員に関する規則 (以下この項中「規則」という。) の施行事務)	1 規則第四条第三項の規定による臨時出納員の任免
--	--------------------------

別表第四各現地機関及び各現地機関に置かれる事務所の部一の項中「関する」の下に「事務(一)を加え、「の施行事務」を「及び岐阜県会計職員に関する規則(以下この項中「規則」という。)の施行事務」に改め、同項現地機関の長専決事項の欄に次の二号を加える。
2 規則第五条第二項の規定による分任出納員の任免
3 規則第六条第二項の規定による会計員の任免
別表第四土木事務所及び流域浄水事務所の部一の項事務の種類欄中「不動産の登記」を「不動産等の登記及び登録」に改め、同項現地機関の長専決事項の欄を次のように改める。

1 流域下水道事業に係る固定資産の登記及び登録

附 則
この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第百六十四条第一項」の下に、「第百六十五条第一項、第百六十六条第一項」を加える。

第八条の二中「博物館」の下に、「岐阜関ヶ原古戦場記念館、国際園芸アカデミー」を加える。

第十四条第一項中「博物館」の下に、「岐阜関ヶ原古戦場記念館、国際園芸アカデミー」を、「森林文化アカデミー」の下に、「ぎふ木遊館」を加え、同項第一号中「農業大学の副校長に限る。」を削り、同条第二項中「及び」を、「岐阜関ヶ原古戦場記念館、国際園芸アカデミー」に改め、「森林文化アカデミー」の下に「及びぎふ木遊館」を加える。

別表第一三の項を次のように改める。

三 削除

別表第一五の項中「昭和三〇年訓令甲第五三号」の下に「。以下この項中「規程」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「第九条」を「第九条ただし書」に改め、同欄第二号中「第十五条の」の下に「規定による」を、「復命」の下に「の受理及

び同条ただし書の承認」を加え、同欄第三号中「第十六条の」を「第十六条又は第十八条の規定による」に改め、同欄第四号を次のように改める。

4 規程第十八条の二第二項の退職願の受理

別表第一五の項所長決裁事項の欄第五号及び第六号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「の職員証の受理」を「規程第六条第三項において準用する場合を含む。」の規定による職員証又は職員き章の返納の受理又は返還命令」に改め、同欄第二号を削り、同欄第三号中「第九条」を「第九条ただし書」に改め、同号を同欄第二号とし、同欄第四号中「第十五条の」の下に「規定による」を、「復命」の下に「の受理及び同条ただし書の承認」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第五号中「第十六条の」を「第十六条又は第十八条の規定による」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第六号及び第七号を削る。

別表第二県事務所の表三十一の三の項中「平成一四年法律第八七号」の下に「。以下この項中「法」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄中第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

4 法第二十条第三項の規定による措置命令

5 法第五十一条第一項の規定による取消し又は事業の停止命令

6 法第五十八条第一項の規定による取消し又は事業の停止命令

7 法第六十六条（法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による取消し又は事業の停止命令

別表第二県事務所の表三十一の三の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

9 法第九十条第三項の規定による措置命令

別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表に次のように加える。

四 岐阜県総務関係手数料徴収条例（平成二一年岐阜県条例第九号。以下この項中「条例」

1 条例の施行に関する事務

料徴収条例（平成二一年岐阜県条例第九号。以下この項中「条例」

という。）の施行事務

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十二の項の次に次のように加える。

二十二の二

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五七号。以下この項中「法」という。）の施行事務

1 法第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行
2 法第十七条第五項の規定による適合施設の設置者等に対する改善要求

1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務

3 法第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し

別表第二岐阜地域福祉事務所の表六の項所長決裁事項の欄中第十五号から第十七号までを削り、第十八号を第十五号とし、第十九号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、同表十九の項所長決裁事項の欄中第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とする。

別表第二子ども相談センターの表一の項中「児童福祉法、」を「児童福祉法（以下この項中「法」という。）」に改め、「児童福祉法施行令」の下に「（以下この項中「施行令」という。）」を、「昭和三十七年規則第一七号」の下に「。以下この項中「施行規則」という。）」を加え、同項所長決裁事項の欄中第四十二号を第四十四号とし、第三十二号から第四十一号までを二号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の二号を加える。

32 法第三十三条の六の二第一項の規定による家庭裁判所への特別養子適格の確認の請求

33 法第三十三条の六の三第一項の規定による児童に係る特別養子適格の確認の審判事件の手続への参加

別表第二農林事務所の表十七の項中「この項において」を「この項中」に改め、同項所長決裁事項の欄中第二十号を第二十二号とし、第十号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

10 法第八十九条の二第七項の規定による仮清算金が支払われた土地の使用及び収益の停止

11 法第八十九条の二第八項において読み替えて準用する法第五十三条の八第二項の規定による一時利用地の指定による利益相当額の徴収

別表第二農林事務所の表に次のように加える。

<p>二十九 農業 経営基盤強化促進法(昭和五五年法律第六五号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>1 法第十二条第一項の農業経営改善計画の認定 2 法第十三条第一項の規定による変更の認定 3 法第十三条第二項の規定による認定の取消し 4 法第十三条の二第三項の規定による同意市町村への意見の聴取 5 法第十三条の二第四項の規定による同意市町村への通知</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
---	---	------------------------------

別表第二食肉衛生検査所の表に次のように加える。

<p>四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(以下</p>	<p>1 法第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行 2 法第十七条第五項の規定による適合施設の設置</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
-----------------------------------	---	------------------------------

<p>この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>3 法第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し</p>	
--------------------------	--------------------------------------	--

附 則
この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社